

【既定】	障害者の社会参加支援（再掲） P96	予算額 656,084 千円
【既定】	障害者の権利擁護の推進	予算額 3,770 千円
【既定】	中途障害者支援	予算額 2,874 千円

### 事業の目的・概要

障害の有無にかかわらず、誰もが認め合い支え合う共生社会の実現に向けて、障害者の地域での活動が広がるよう外出支援や余暇活動の場の充実に取り組むとともに、障害を理由とした不当な差別を解消し、地域の様々な場所で障害者への合理的配慮<sup>※1</sup>がなされている誰にもやさしいまちづくりを進めていきます。

また、他者との意思疎通や情報の収集に困難を抱える障害者等の生活を支援するため、個々の障害特性に応じたきめ細やかなサポートを行うことにより、円滑なコミュニケーションを支援します。

※1 合理的配慮…障害者が日常生活や社会生活を送る上での不便さや困難を改善するために、周囲ができる範囲（加重な負担とならない）で行う目的に沿った心配りのこと

### 主な取組内容

#### ➤ 障害者の移動支援の促進と余暇活動情報の充実 **拡充**

屋外での移動が困難な障害者への移動支援事業について、引き続き、個々の障害の状況等に応じた適切なサポートを行うとともに、事業を担うガイドヘルパーについて、量と質の両面から人材育成に取り組みます。

また、障害者が余暇活動などで集える場を充実させるため、身近な施設を利用しやすくする取組を進めるとともに、余暇活動の情報などをわかりやすくまとめウェブサイトにて公開します。

#### ➤ 「共生社会しかけ隊」による合理的配慮の推進 **拡充**

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から、民間事業者に対し、障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。そこで、これまで区の施設で行っていた「共生社会しかけ隊」<sup>※2</sup>の取組を、障害者が地域で生活するうえで関わる様々な場所に広げること、合理的配慮を更に推進していきます。

※2 共生社会しかけ隊…障害当事者や支援者などが、障害者が関わる場所に出向き、出向いた場所の職員とともに話し合い、それぞれの困りごとを無理なく解決する取り組みのこと

#### ➤ 手話に対する理解促進・普及啓発 **拡充**

区において、手話言語条例を制定したことを踏まえ、区民等への手話の理解促進を図るため、手話の普及啓発用の動画作成や、区民や職員向けの研修を実施します。また、手話講習会の開催やフォローアップ講座の実施により、手話通訳の人材確保に取り組みます。

➤ **デジタル技術を活用した遠隔手話の導入** **拡充**

聴覚障害者が区役所等を訪れた際に、各窓口での円滑なコミュニケーションとよりスムーズな手続を可能とするため、令和5年7月に試行的に導入した遠隔窓口手話システムについて、遠隔手話・音声認識・筆談機能を備えたタブレット端末を区役所本庁舎に加え、障害者集会施設に追加配備するとともに、引き続き区立各施設において、スマートフォンを介した遠隔手話サービスを提供します。また、このシステムを区が主催するイベント等に活用することにより、聴覚障害者の社会参加を支援します。

➤ **失語症サロンの運営** **新規**

脳の障害等により、言語での意思疎通が困難となった失語症者の社会参加や生活を支援するため、意思疎通支援者による会話支援を受けることで、安心して会話できる体験の場となる「失語症サロン」の運営を開始します。



共生社会しかけ隊意見交換会の様子